

議 案 第 89 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のよう  
に定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市立福祉医療センター東松戸病院及び介護老人保健施設梨香苑を廃止す  
るため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

次の各条の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

（松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																
<p>（病院事業の設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 病院事業の施設の名称及び位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市立総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市立福祉医療センター東松戸病院</td> <td style="text-align: center;">松戸市高塚新田123番地の13</td> </tr> </tbody> </table> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 松戸市立総合医療センター及び松戸市立福祉医療センター東松戸病院（以下「病院」という。）は、次の事項を達成することを任務とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 病院の診療科目は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市立総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">松戸市立福祉医療センター 東松戸病院</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">内科 呼吸器内科 脳神経内科 外科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	松戸市立総合医療センター	（略）	松戸市立福祉医療センター東松戸病院	松戸市高塚新田123番地の13	松戸市立総合医療センター	松戸市立福祉医療センター 東松戸病院	（略）	内科 呼吸器内科 脳神経内科 外科	<p>（病院事業の設置）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>2 病院事業の施設の名称及び位置は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市立総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 松戸市立総合医療センター（以下「病院」という。）は、次の事項を達成することを任務とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>3 病院の診療科目は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">松戸市立総合医療センター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	松戸市立総合医療センター	（略）	松戸市立総合医療センター	（略）
名称	位置																
松戸市立総合医療センター	（略）																
松戸市立福祉医療センター東松戸病院	松戸市高塚新田123番地の13																
松戸市立総合医療センター	松戸市立福祉医療センター 東松戸病院																
（略）	内科 呼吸器内科 脳神経内科 外科																
名称	位置																
松戸市立総合医療センター	（略）																
松戸市立総合医療センター	（略）																

整形外科  
リハビリテーション科  
泌尿器科  
眼科  
耳鼻いんこう科  
婦人科  
精神科  
歯科口腔外科

4 病院の病床数は、次のとおりとする。

区分	病床数	一般病床	感染症病床
松戸市立総合医療センター		(略)	
松戸市立福祉医療センター東松戸病院	181		

(介護老人保健施設)

第4条 病院事業の附帯事業として、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護老人保健施設を設置する。

2 介護老人保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑	松戸市高塚新田123番地の13

3 介護老人保健施設の定員は、次のとおりとする。

区分	定員
入所者	50人
通所者	10人

(松戸市病院事業使用料手数料条例の一部改正)

第2条 松戸市病院事業使用料手数料条例(昭和36年松戸市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)

4 病院の病床数は、次のとおりとする。

区分	病床数	一般病床	感染症病床
松戸市立総合医療センター		(略)	

第4条 削除

第1条 松戸市病院事業の施設（病院及び介護老人保健施設をいう。）を利用する者（以下「利用者」という。）から、この条例の定めるところにより使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

別表（第2条関係）

(1) 病院			
種別		料金	
(略)			
特別室 (病室) 使用料	松戸市立 総合医療 センター	(略)	
	松戸市立 福祉医療 センター 東松戸病 院	A室 1床 1日につき	12,000円
		B室 1床 1日につき	4,200円
非紹介患者の初診加算料 1回 につき		(略)	
(略)			
自動車による交通事故の診療料 金		(略)	
(2) 介護老人保健施設			
種別		料金	
特別室(療養室)使 用料		A室 1床 1日につき	4,000円
		B室 1床 1日につき	2,000円

備考 (略)

第1条 松戸市病院事業の施設（病院をいう。）を利用する者（以下「利用者」という。）から、この条例の定めるところにより使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

別表（第2条関係）

病院		
種別		料金
(略)		
特別室 (病室) 使用料	松戸市立 総合医療 センター	(略)
	(削除)	
非紹介患者の初診加算料 1回 につき		(略)
(略)		
自動車による交通事故の診療料 金		(略)

備考 (略)

(松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例の一部改正)

第3条 松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例（平成22年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、養成所等に在学する者で、卒	(目的) 第1条 この条例は、養成所等に在学する者で、卒

<p>業後に<u>松戸市立総合医療センター、松戸市立福祉医療センター東松戸病院、松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑</u>及び松戸市立総合医療センター附属看護専門学校（以下「病院等」という。）に勤務しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、もって病院等における有能な助産師及び看護師の確保に資することを目的とする。</p>	<p>業後に松戸市立総合医療センター及び松戸市立総合医療センター附属看護専門学校（以下「病院等」という。）に勤務しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、もって病院等における有能な助産師及び看護師の確保に資することを目的とする。</p>
---	--

（松戸市立総合医療センター附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例の一部改正）

第4条 松戸市立総合医療センター附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例（昭和45年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的） 第1条 この条例は、松戸市立総合医療センター附属看護専門学校等に在学する者で、卒業後に松戸市立総合医療センター、<u>松戸市立福祉医療センター東松戸病院、松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑</u>及び松戸市立総合医療センター附属看護専門学校（以下「病院等」という。）に勤務しようとする者に対し、学資を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、もって病院等における看護師及び助産師の確保に資することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、松戸市立総合医療センター附属看護専門学校等に在学する者で、卒業後に松戸市立総合医療センター及び松戸市立総合医療センター附属看護専門学校（以下「病院等」という。）に勤務しようとする者に対し、学資を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、もって病院等における看護師及び助産師の確保に資することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。